

2026年1月



葵総合経営センターだより

謹んで
新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL http://www.aoi-cms.com/



「八百富神社」

目次

2 センター代表	杉浦 康晴	6 弁護士	長谷川 留美子
3 税理士・公認会計士	深井 彰雅	康友会会长	橋本 浩宗
4 税理士	古田 益三	7 康友会入会案内	
部長	中島 和人	税務労務	
5 マネージャー	横尾 泰幸	8 確定申告について	
行政書士	加藤 紀男	10 ご案内	

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

新年あけましておめでとうございます。平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。2026年を迎えるにあたり、改めて皆さまの事業と日々の挑戦に思いを寄せながら、本年がより明るく、実りある一年となることを願い、ご挨拶申し上げます。

2025年は、生成AIの本格的な業務活用が一段と進み、税務・会計の世界でも「効率化から価値創造へ」という流れが大きく加速した一年でした。行政手続きのデジタル化も進展し、電子帳簿保存法への対応やインボイス制度の運用見直しなど、皆さまの日常業務にも影響の大きい変化が続きました。

しかし同時に、その変化は業務の透明性やスピードを高め、新たな取り組みへ踏み出す機会にもなったのではないでしょうか。

また、景気の先行きが不透明な局面もありましたが、物価の落ち着きや賃金改善の兆しなど、社会全体が少しずつ前へ動き出している手応えも感じられます。変化の大きい時代だからこそ、企業が自らの「強み」を再確認し、選択と集中を進めることがより重要になっています。当センターとしても、単に制度対応をお手伝いするだけでなく、皆さまの長期的な成長に寄り添うパートナーでありたいと考えています。

今年は、さらに事業環境が多様化し、経営判断のスピードが問われる一年になると言われています。その一方で、急激な変化に飲み込まれないためには、足元を見つめ、基盤を

整える姿勢が欠かせません。私たちは、税務・会計・労務・経営・法務などの専門性を土台として、経営の安定と発展の両立を支える情報提供と伴走支援を続けてまいります。

そして今年は、中小企業支援策の拡充や人材育成への投資強化など、前向きな政策も多く予定されています。新しい制度や技術を上手に取り入れることで、企業の可能性はさらに広がります。当センターも、皆さまがチャンスを逃さず活かせるよう、タイムリーな情報提供と分かりやすいサポートに一層注力してまいります。希望を持って前進できる一年となるよう、私たちも共に歩み、共に成長していきたいと願っております。

本年が皆さまにとって、新しい挑戦が実を結び、心から「今年も頑張って良かった」と思える一年となりますよう、職員一同、誠心誠意サポートしてまいります。どうぞ変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

<第12回さわやか健康リレーマラソン>
令和7年11月30日（日）あいち健康の森公園
昨年も参加してきました！



税理士・公認会計士 深井 彬雅

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は多大なるご支援とご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様におかれましては、清々しい気持ちで新春をお迎えのことと存じます。

さて、昨年の2025年を振り返ってみますと、私たちを取り巻く環境が大きく、そして明るい方向へと動き出した一年だったようを感じられます。やはり記憶に新しいのは、大阪・関西万博の開催ではないでしょうか。会場で披露された数々の未来技術や、世界中の人々の熱気は、日本に久しぶりの「ワクワク感」をもたらしてくれました。空飛ぶクルマや新しいエネルギー技術、そしてAIが私たちの生活に自然に溶け込んでいく様子を目の当たりにし、未来の可能性を肌で感じられた気がします。

そして迎えた2026年は、社会の仕組みや雰囲気が大きく変わる「変革の年」になる予感がしております。新しいリーダーのもと、皆様の経営に直結する税制や各種の法制度におきましても、時代に合わせた改正等が予想されます。これらは、私たちの生活やビジネスをより良くするための変化ではありますが、同時に、そのスピードについていくことが求められる、厳しい側面も持っています。「変化」や「変革」という言葉を聞きまとると、私も例外ではないですが、少し不安に思われる方がいらっしゃるかもしれません。しかし、時代が動くということは、それまで解決できなかつた課題が解決できたり、新しいビジネスモデルが生まれたりするきっかけ

にもなると思います。

大切なことは、変化を恐れて立ち止まることではなく、その変化の「波」をしっかりと見極め、上手に乗っていくことだと、私は自分自身に言い聞かせております。

このような時代だからこそ、当センターの役割が、これまで以上に重要になると自覚をしております。皆様が日々の業務や経営に専念できますよう、私たちが常にアンテナを高く張り、複雑な税制改正や社会の動きをどこよりも早く、正確にキャッチしてまいります。「難しそうな税金や法律の話」を「皆様のメリットになる話」へと翻訳し、分かりやすくお伝えすることを目指しながら、より良い未来と一緒に考え、提案できるパートナーでありたいと強く願っております。

皆様が変化の波に飲み込まれることなく、むしろその波を推進力に変えて、力強く前進していく様子に、全力を尽くします。当センターもまた、現状に満足することなく、常に学び続け、変化に対応し続ける組織でありたいと思っております。そして迎えたこの2026年は、午年に当たります。私たちも干支の馬のように、力強い馬力をもって皆様の飛躍を牽引し、目標達成に向けて全速力で駆け抜けていく所存でございます。

結びになりますが、本年が皆様にとりまして、笑顔と活気に満ちた素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。共に新しい時代を歩んでいけることを楽しみにしつつ、新年のご挨拶とさせていただきます。

税理士 古田 益三

新年あけましておめでとうございます。

昨年はわが国で初の女性の総理大臣が誕生し、その手腕が期待されます。総理就任時には大型の補正予算や給付付税額控除、食料品の消費税0%等の政策を公約に掲げていますが、その実行力に期待したいと思います。

さて、令和7年は所得税について大きな改正がありました。その一つは昨年までの制度では、年収で103万円を超えると扶養控除や配偶者控除を受けることができませんでしたが令和7年からはこの基準がそれぞれ10万円上がり基礎控除が58万円、給与所得控除が65万円になったので123万円までは控除対象扶養親族に該当するようになります。

もう一つは特定親族特別控除です。これは昨年までは年齢19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が48万円（給与収入103万円相当）までは特定扶養親族として所得控除が受けられる制度でした。しかし、令和7年からはこの年代の子等が扶養控除対象親族の58万円を超えた場合でも85万円までは63万円の控除（85万円超の場合は段階的に控除額が遞減）を受けられる仕組みです。

この他にも令和8年からの改正もありますのでご不明な点がございましたら是非当事務所までお問合せください。今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

部長 中島 和人

あけましておめでとうございます。

今、アニメーションの「青のオーケストラ」にはまっています。作品に触れ、改めてオーケストレーションの圧倒的な力を実感しました。各楽器を個別に聴くと独立した旋律に過ぎませんが、全員が合奏した瞬間、予想もしない美しさと立体性を持った音楽が生まれます。それは、自律と統合が共存する究極の組織の姿のように感じました。

組織論では、指揮者中心のピラミッド構造や楽譜通りの計画実行、調和重視のオーケストラ型組織は必ずしも高く評価されてはいません。その一方、即興性や創発を重視するジャズ型組織は評価が高い傾向にあります。しかしこれは早計な判断かもしれません。実際、アニメのシーンで、競技会に向けた練習の中、演奏する曲のイメージを部員全員で共有するために、多大な時間と労力をかけている場面があります。皆が考え、互いの解釈をすり合わせていくプロセスは、学習と協働の高度な実践のように映りました。

ピーター・センゲの「学習する組織」の原理に照らすと、オーケストラはまさにその高度な学習体制の結晶だと感じます。システム思考、自己マスター、メンタルモデルの更新、共有ビジョン、チーム学習の五つが融合して初めて大規模演奏は成立します。それは指揮者を軸として、各演奏者の主体性、対話、共有目的、全体最適への理解が重なり合う、オーケストラは高度に自律した集団創造のプロトタイプなのかもしれません。

この作品から、組織や協働の捉え方を改めて考えさせられ、ものの見方が広がる体験となりました。本年もよろしくお願い致します。

マネージャー 横尾 泰幸

新年あけましておめでとうございます。
昨年もスポーツの世界では数多くの感動と興奮が生まれました。
日本人選手の大活躍で幕を閉じたメジャーリーグワールドシリーズ。戦禍の祖国から単身来日し相撲道を追い求めた若者が栄冠を手にした大相撲九州場所。

そして、特に私が印象に残っているのは、100年の歴史の中で初めて日本で開催されたデフリンピック東京大会です。「誰もが個性を生かし、力を発揮できる共生社会の実現」を大会のビジョンの一つに掲げた今大会では、期間中28万人もの観客が訪れ、聴覚障害者と健聴者が一体となり大会を盛り上げたことは、共生社会実現の大きな一歩となつたに違いありません。

性別、年齢、国籍、障害の有無といった表面的な違いや、人それぞれが持つ異なる価値観や視点という内面的な違いも積極的に受け入れ、認め合い活かしあうことが、これから社会に求められています。

ただ一方で、世界を見渡すと、紛争や侵略など目を覆い耳を塞ぎたくなるような光景が広がっているのも事実です。また、日本を取り巻く諸外国の情勢も、混沌として予測不能な時代です。

しかし、そのような時代だからこそ新しい知識を習得するチャンスだと前向きに捉え、顧問先の皆様方に有用な情報を発信し、お役に立てるよう日々精進していく所存です。

行政書士 加藤 紀男

新年明けましておめでとうございます。
昨年は、大阪・関西万博が無事成功し、世界の様々なことを知ることが出来ました。
政治では、日本で初の女性総理大臣が誕生し、「働きたい改革」等これまでの路線とは趣が異なる政策が打ち出されており、「年収の壁の見直し」等、働く環境に影響を与えることが多くなると考えられますので、今後の政策を注視していかなければなりません。

昨年のワールドシリーズでは、ドジャースの日本人選手が活躍し、注目を集めました。今年は、WBCが開催されます。井端監督の下、メジャーリーガーや若い選手達が一つになって世界一を目指すチームを応援していきたいと思います。

2026年の干支は丙午（ひのえうま）になります。「丙」は陽の「火」を表すことから、太陽のような明るさや、情熱、強い意志を象徴し、「午」もまた、陽の「火」に属することから、行動力やスピード、エネルギーを意味します。この二つの組み合わせの「丙午」には、「情熱と行動力で突き進む」「燃え盛るようなエネルギーで、道を切り開く」「情熱的で強い意志を持ちながらも、激しさや変化を伴う」といった意味合いを持つ年とされているそうです。

顧問先様の繁栄発展に貢献できますよう、日々研鑽を積み、変化に対応し、精進してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 長谷川 留美子

あけましておめでとうございます。

昨年12月1日、当事務所に後継者として長谷川将也弁護士が入所しました。これを機に、32年以上慣れ親しんだ事務所名「長谷川留美子法律事務所」を「千代田法律事務所」に変更いたしました。

長谷川将也弁護士は、約9年の経験を有し、幅広い分野で活躍してまいりましたので、当事務所の業務範囲も広がるものと思います。皆様のお役に立てますよう、二人で業務に精励いたします。

本年もよろしくお願い申し上げます。

弁護士 長谷川 将也

あけましておめでとうございます。

昨年12月1日より千代田法律事務所に入所いたしました、長谷川将也と申します。

これまで約9年間、様々な案件に携わる中で多くの学びと経験を積んでまいりました。長年、皆様に親しまれてきた事務所に加わることとなり、身の引き締まる思いで日々執務しております。

皆様のお力になれますよう、引き続き研鑽を重ねて、1つ1つ丁寧に、業務に取り組んでいく所存です。

本年もよろしくお願い申し上げます。

康友会会長

株式会社ティーエーシー

代表取締役 橋本 浩宗

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新春を迎えたことと、心よりお喜び申し上げます。

平素は、葵総合経営センター様を通じて康友会活動にご理解ご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は、私たち日本の技術や文化を世界に発信し、世界の国々の様々なことを知ることができた大阪・関西万博が無事成功し閉幕しました。今後は万博で得た成果を今後の事業活動にどう活かし次なる成長へ繋げていくかが問われます。一方で、社会情勢に目を向けてみると、依然としてエネルギーコストの高止まりや構造的な人手不足、そして加速するグローバル競争といった課題は、私たち経営者には引き続き重いテーマです。しかし、この困難な時代だからこそ、未来を切り開く発想力が重要になります。今まで得られた知見を基に、より柔軟な働き方の導入やAI技術を活用した生産性の向上など「変革への挑戦」こそが、新しい年に私たちが掲げるべき目標だと考えます。

康友会は今年も会員の皆様との「共創のプラットフォーム」としての役割を深めてまいります。皆様の事業が新たな年において更なる発展と飛躍を遂げられますよう心からご祈念申し上げます。

(上記は携帯電話で無料利用できるAIで作成され少しだけ手直しした文章です。こんな時代になったのですね。今年もよろしくお願ひします。)

康友会からのお知らせ

康友会入会のご案内

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様までの補助があります。

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・過去の研修会、セミナー等の音源・動画を無料で借りられます。

特典5・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【入会金】 無 料

【会費】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※詳細は、お気軽にお問い合わせください。TEL 052-331-1740

1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

- 5日 ◇官庁御用始め
- 13日 ◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 20日 ◇納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月分）の納付
- 2月2日 ◇令和7年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇令和7年11月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇労働保険料第3期分の納付（労働保険事務組合委託の場合、2月16日）
 - ◇源泉徴収票の交付及び提出
 - ◇法定調書の提出
 - ◇給与支払報告書の提出
 - ◇償却資産申告書の提出
 - ◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

- 2日 ◇贈与税の確定申告開始（3月16日迄）
- 10日 ◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 16日 ◇所得税の確定申告開始（3月16日迄）
- 3月2日 ◇令和7年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇令和7年12月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付



確定申告について

葵総合税理士法人 三木 亮太

①確定申告が必要になる方（給与所得がある方、公的年金等に係る雑所得のみの方）

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方。
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方。
- 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方。
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方。など

②申告手続きの流れ

1. 確定申告に必要な書類を収集する
源泉徴収票、保険料控除証明書、医療費の領収書など
2. 申告する所得や目的により様式が異なる申告書や計算書等を準備する
申告書は税務署から入手するほか、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。また、e-Taxを使えば、パソコンやスマートフォンからインターネットで確定申告を行うことができます。
3. 申告書の提出
提出期限（納付期限）令和8年2月16日から令和8年3月16日まで
なお、確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。よって、令和7年分の還付申告は、令和8年1月1日から令和12年12月31日まで行うことができます。

③令和7年分確定申告の改正などのポイント

1. 基礎控除・給与所得控除の引き上げ
デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応しました。
基礎控除：48万円から58万円へ。
給与所得控除の最低保証額：55万円から65万円へ。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1) 令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	48万円
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 ^(注2)	
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円	

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後		
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超	180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超	190万円以下		その収入金額×30%+8万円

2. 特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除とは、「生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（特別親族）」がいる場合、一定の金額の所得控除が受けられる制度のこと。この制度と基礎控除等の引上げにより、段階的に減少するが子の年収が188万円を超えるまでは控除が適用されます。ただし控除額には、3万円（年収188万円以下）～63万円（年収150万円以下）と大きな差があります。

この制度によるメリットとして、親の税負担が軽減される、子の収入が増加する、労働市場の人手不足が解消される、などが挙げられます。

3. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（令和7年限りの措置として対応）

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点から上乗せが行われ、新築住宅の床面積要件についても緩和されます。

改正前 (令和7年入居)	新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
	借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

↓
改正後

改正後 (令和7年入居に限る)	新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
	借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注）子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。

参考資料

- 「基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設」（財務省）
- 「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」（国税庁）
- 「令和7年度税制改正」（財務省）



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和8年 1月 14日 (水)

令和8年 2月 16日 (月)

令和8年 3月 18日 (水)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和8年 1月 14日 (水)

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

季節を感じる景色や植物、風景だけでなく、陶芸や生け花、絵画などでも構いません。

旅の思い出を撮った1枚や自慢の力作を共有してくださる方も大歓迎です。

ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。お待ちしております。



◎休日のお知らせ

R8年 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

★税務・労務・経営・法律に関することなら
専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税理士 杉浦 康晴

税理士・公認会計士 深井 彰雅

税理士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子

特定社会保険労務士 都築 玲香

社会保険労務士 大飼 昭士

社会保険労務士 林 希美子

● 法人関係手続相談

行政書士 加藤 紀男

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁護士 長谷川 留美子

弁護士 長谷川 将也

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅

加藤紀男 都築玲香 林希美子

新年あけましておめでとうございます。

2025年は円安と物価上昇の中で、企業の生産性向上や賃上げの動きが進んだ一年でした。

2026年の日本経済は、デジタル化やグリーン投資が成長の鍵を握ると見込まれます。中小企業にとっても、変化への対応が新たな機会を生む年となるでしょう。本年も皆さまの事業発展を力強く支えてまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

林 希美子